

## セーフティネット保証4号認定申請について（創業者等運用緩和①様式）

（業歴が3か月以上1年1ヵ月未満の新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期（以下「前年等」と言う。）実績のない創業者や、店舗拡大及び業務拡大により前年等比較が困難な事業者用）

### 新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号における取扱いの変更点

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号について、令和5年10月1日以降の市区町村に対する認定申請分から、その資金使途を借換に限定となります。（新規融資資金のみでの利用は令和5年9月30日で終了）。なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可能です。申請書も変更。

令和5年9月30日までに市区町村に対して認定申請が行われ、同年10月31日までに信用保証協会に対して保証申込みが行われたものについては、新規融資資金のみの取扱いも可能です。

#### 【対象者】

1. 法人の場合は原則として本店登記又は主たる事業所の所在地、個人事業主は主たる事業所が盛岡市であること。
2. 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、あるいは前年等以降、事業拡大等により前年等比較が適当でない特段の事情があること
3. 新型コロナウイルス感染症に起因して、直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して20%以上減少していること。

【必要書類】（申請書作成にあたり計算チェック表を使用して計算し申請書に添付して下さい。）

1. 認定申請書4号（創業者等運用緩和①）最近1ヶ月と最近3ヶ月比較 1部
2. 申請書計算チェック表 1部 エクセルシート①の該当シートを使用する。
3. 盛岡市内に事業所等があることを客観的に確認できるもの  
法人の場合：業種、代表者、事業所の所在地が確認できる資料（「履歴事項全部証明書」等）  
個人の場合：「所得税確定申告書B」及び青色申告決算書（または収支内訳書）の控え写し、開業届等
4. 別紙1「申請者の概要」 1部
  - ・個人事業主は屋号も記載し、住所は自宅住所と主たる事業所の住所を記入して下さい。法人・個人とも業種について詳しく記入して下さい。（必要により事業内容の分かる資料の添付）
  - ・業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は開業までの経歴。前年等以降、事業拡大等の場合は店舗展開など記入して下さい。
5. 別紙2「必要事業資金の調達に支障を来していることの説明」 1部  
コロナウイルス感染症の影響を受けていることを記入して業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合あるいは前年等以降、事業拡大等により前年等比較が適当でない特段の事情も記入して下さい。
6. （金融機関の代理申請の場合）委任状 1部 金融機関の押切印が必要になります。
7. 申請内容を確認できる（最近1年間の各月売上高）資料（試算表、総勘定元帳等）
  - ① 最近1年間とは、最近の1か月より遡った12ヵ月分とします。創業後1年未満の場合は創業から最近1か月までの資料。売上高を導き出した経緯が確認できる明細があるもの。
    - ・法人の場合：決算書法人概要説明書と決算書の月別売上額の記載があるもの等。
    - ・個人の場合：確定申告書B及び青色決算書の月別売上額の記載があるもの等。
    - ・自社で作成した試算表や売上台帳の写し等の場合は余白に事業者の住所、氏名を自書・法人の場合は社判を捺き「〇〇の写しに相違ありません」と奥書をして下さい。
  - ② 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合あるいは前年等以降、事業拡大等により前年等比較が適当でない特段の事情があることが判るもの。（開業届、店舗拡大したことが判るもの。）

#### 【その他留意事項】

- ① 認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安
- ③ 定保証の申込みを行うことが必要です。

盛岡市役所 ものづくり推進課 工業振興係  
電話 019-626-7538